

「製品安全4法」に基づく立入検査の実施について

一般消費者等が使用する製品のうち安全性の確保が求められる製品については、これら所定の義務を履行し、**国の定めた表示を付した上でなければこれら製品を販売することができません。また、販売事業者も所定の表示がない製品を販売、または販売を目的とする陳列をすることができません。**

◆ 電気用品安全法（電安法）（PSEマーク制度・長期使用製品安全表示制度）

一般家庭、商店、事務所等で使用される電気製品であって、政令で定められている製品（電気用品）は、国の定めた技術上の基準に適合した旨の**PSEマーク、事業者名、定格電圧、定格消費電力等の表示がないと販売、または販売を目的とする陳列をすることができません。**



☞ 電安法のページ <https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>

☞ 長期使用製品安全表示制度のページ

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/long_term.html

◆ ガス事業法（PSTGマーク制度）

都市ガス用の器具のうち、ガス瞬間湯沸器・ガスストーブ・ガスバーナー付ふろがま・ガスふろバーナー・ガスこんろの5品目については、国の定めた技術上の基準に適合した旨の**PSTGマークがないと販売、または販売を目的とする陳列をすることができません。**



☞ ガス事業法のページ <https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/gasji/index.html>

◆ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（PSLPGマーク制度）

液化石油ガス（LPガス）用の器具等のうち、カセットガスこんろ・瞬間湯沸器・バーナー付ふろがま・ふろがま・ふろバーナー・ストーブ・ガス栓・ガストーチ・調整器・一般ガスこんろ・高圧ホース・ガス漏れ警報器・低圧ホース・対震自動ガス遮断機については、国の定めた技術上の基準に適合した旨の**PSLPGマークがないと販売、または販売を目的とする陳列をすることができません。**



☞ 液石法のページ <https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/index.html>

◆ 消費生活用製品安全法（消安法）（PSCマーク制度・長期使用製品安全点検制度）

消費生活用製品の中で、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨の**PSCマークがないと販売、または販売を目的とする陳列をすることができません。**



☞ 消安法のページ <https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.html>

経年劣化による製品事故を未然に防止するため、販売事業者の皆さんには、特定保守製品を消費者等に引渡しをする際の点検等の保守や所有者情報の登録に関する**説明する義務**や、製造業者等に所有者の情報を提供することについて**協力する責務**があります。



☞ 長期使用製品安全点検制度のページ https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査も実施しています

一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益の保護することを目的に、昭和37年に本法が制定されました。

表示すべき事項を表示しなかったり、標準どおりの表示をしなかったりした場合、決められた表示をするよう「指示」を受けることがあります。この指示に従わない場合は、事業者名などが「公表」されることがあります。さらに、指示や公表だけでは正しい表示が徹底されず、消費者に著しい不利益を与えると認められた場合には、

決められた表示を守るように罰則をもって強制する「適正表示命令」が出されたり、表示のないものの販売を禁ずる「強制表示命令」が出されたりすることがあります。
この法律の徹底を図るため、立入検査などを行っており、この権限が都道府県や市に委任されています。

☞ 家庭用品品質表示法(消費者庁ホームページ)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/

電気洗濯機の表示例

標準使用水量	120リットル
外形寸法	幅 650mm
	奥行 385mm
	高さ 855mm
使用上の注意	
	・使用方法に関する注意事項
	・点検・手入れに関する注意事項
	・設置に関する注意事項

〇〇電気産業(株)



函 館 市

(担当部課:市民部くらし安心課 ☎21-3188)